

## IASBの概念フレームワークにおける測定問題について： 2013年討議資料等を中心として

岩崎, 勇  
九州大学大学院経済学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1430716>

---

出版情報：経済學研究. 80 (4), pp.55-80, 2013-12-16. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# IASB の概念フレームワークにおける測定問題について

— 2013年討議資料等を中心として —

岩 崎 勇

## I はじめに

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、以下、IASB という）が作成・公表する国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下、IFRS という）は、細則主義ではなく、原則主義を採用しているため、その判断基準として個別の会計基準が重要であることはいうまでもないが、それと同時に会計基準を設定するための基準（すなわちメタ基準）として概念フレームワーク（以下、概念的枠組みという）が非常に重要である。そして、IASB は、2010年まで米国財務会計基準審議会（以下、FASB という）との「共同プロジェクト」によって新しい概念的枠組みを開発していたけれども、2012年からIASB の「単独プロジェクト」で新しい概念的枠組みの開発を再開している（竹村 [2013] 27頁、IASB [2013j] pars.1.4-1.5）。すなわち、2013年7月には概念的枠組みに関する討議資料（IASB [2013j]）を公表し、さらに今後の開発予定としては、2014年8月に公開草案を公表し、2015年9月に最終化を行う予定である。しかも、この概念的枠組みの開発のアプローチとしては、従来のように段階的にそれを開発するアプローチ（段階的アプローチ）ではなく、構成要素、認識、測定、報告企業、表示及び開示等の項目の全てを一括して検討するアプローチ（一括アプローチ）に変更している（出居 [2013] 26頁、IASB [2013j] par.1.10）。

このような状況の下において、本稿では、概念的枠組みのうち測定の問題について、現在公表されている討議資料等の文献研究によって、その内容を検討し、その到達点としての特徴点及び問題点ないし懸念を明確化することを目的としている。なお、本稿では、例えば、歴史的原価や現在原価等の測定上の基礎、技法ないし属性のことを「測定属性」、利益をどのように計算するものと定義するののかの考え方を「利益観」、測定属性をどのように選択するののかの考え方を「測定属性観」と呼んでいる。

## II 概念的枠組みにおける測定問題の検討

### 1 概論

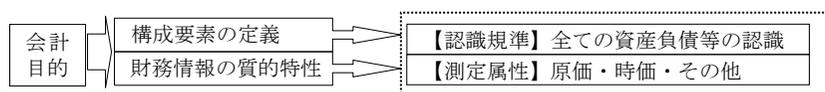
#### (1) 会計上の測定の位置づけ

本稿では、会計上の測定問題について取扱っていくものであるが、測定は認識問題とも関連してく

る。この両者の関係について、認識も測定も会計数値の計上に関係し、認識は、企業の取引・事象のうち、どれを会計上の項目（項目決定機能）として、どのようなときに計上対象とするかを識別する過程、つまりある項目をいつ計上するのか（時点決定機能）に関連する概念であるのに対して、測定は、会計上認識される取引・事象（項目）に対して金額を割り当てる過程、つまりその項目をいくらで計上するのか（金額決定機能）に関する概念である。IASBでも、「測定とは、…財務諸表上に含まれる金額を決定する過程のことである。測定値（measures）という用語は、表示ないし開示される金額のことをいう」（IASB [2013j] par.6.2）としている。

そして、IASBの概念的枠組みにおいては、会計目的を頂点とする演繹的アプローチが採用されているので、図1のように、会計目的が財務諸表の構成要素の定義等を規定し、さらにその定義等が認識測定を規定するという重層構造になっている。

図1 会計目的等との関連における測定の位置づけ



(出所) 著者作成

それゆえ、測定は、会計目的、構成要素の定義、財務情報の質的特性及び認識規準等との関連で理解することが重要である。すなわち、測定の前提となる会計目的に関して、「一般目的財務報告の目的は、当該企業へ資源を提供することについての意思決定を行う際に有用な当該報告企業についての財務情報を、現在及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者へ提供することである」（IASB [2010a] par.OB 2）としている。そして、その具体的な内容として、「財務報告は、当該報告企業の財政状態（その経済的資源及び当該企業に対する請求権）及びこれらの資源及び請求権の変動をもたらす取引その他の事象ないし状況の影響についての情報を提供するものである」（Ibid., par.OB12）としている。

このように、測定の前提となる会計目的は、現代会計における企業の財務実態の開示指向の観点から資産負債中心観の考え方に強く影響された、財政状態計算書上の財政状態（経済的資源と請求権）及びその変動の表示を中心とした規定となっている。

## (2) アンカーテストとしての資産等の定義と測定との関連性

### ① 測定と定義との関連

次に、測定と財務諸表の構成要素の定義<sup>1)</sup>との関連についてであるが、IASBの概念的枠組みが両者の関連を、どのようなものとして捉えているのかを明確にする必要がある。

IASBは、この測定と定義との関連に関して、アンカーテストとしての資産等の定義という考え方、すなわち基本的に「ストックはフローのアンカーであるべき」である（Teixeira、川村 [2013] 13頁）という考え方を採用している。つまり、「損益計算書又は業績計算書が、私たちがみるべき最も基本的なものであるという考え方」を支持するけれども、同時に「測定のためには、ストックが最も重要で

あるという考え方」を採っている（同上、13頁）。言い方を変えれば、「結局のところ、測定したいのはフローである。まず…何が損益に計上されたかをみた後に、何が残っているのかをみるべきである。その残ったものが資産の定義を満たしていない場合、又は負債の定義を満たしていない場合、何かが間違っているのであり、再度フローを確認すべきだ」という考え方を採っている（同上、14頁）。

## ② 利益観の捉え方との関連

上述の考え方は、利益観の捉え方として、表1のように、いわゆる両者を対立的・相互排他的に捉え、資産負債中心観だけを主張するという対立説ではなく、収益費用中心観に基づく利益計算における収益・費用の期間配分の恣意性を減少させるために、資産負債中心観が経済的資源や経済的義務でないものを排除する制約条件としての役割を果たすというように、両者を相互補完的に捉える考え方である補完説（辻山 [2007] 141-142頁及び桜井 [2007] 190頁）によっているようにも考えられないこともない。しかし、ここで主張されているのは、そのような単なる補完説というよりも、さらに企業の財務実態の開示指向に基づく資産負債中心観的な考え方や目的適合性の観点から貸借対照表において富を表示するために、貸借対照表上の資産負債を将来キャッシュ・フローへの貢献・犠牲の観点からより積極的に公正価値で評価をしようとする考え方である。ここでは、この考え方を「並存説」と呼ぶこととする。

表1 利益観の関係の捉え方

学 説	内 容
① 補完説	収益費用中心観に基づく利益計算における収益・費用の期間配分の恣意性を減少させるために、資産負債中心観が経済的資源や経済的義務でないものを排除する制約条件としての役割を果たすという相互補完的な考え方
② 対立説	両利益観を対立的・相互排他的なものとして捉え、資産負債中心観では資産負債から導かれる純資産の変動を業績利益と見て、他方、収益費用中心観では収益から費用を控除した利益を業績利益と見るという考え方
③ 並存説	単に収益費用中心観に基づく利益計算における収益・費用の期間配分の恣意性を減少させるために、資産負債中心観が経済的資源や経済的義務でないものを排除する制約条件としての役割を果たすだけでなく、さらに企業の財務実態の開示指向による資産負債中心観的な考え方や目的適合性の観点から貸借対照表において富を表示するために、貸借対照表上の資産負債を将来キャッシュ・フローへの貢献・犠牲の観点からより積極的に公正価値会計を進めようとする考え方

（出所） 著者作成

このように、IASB の利益観についての捉え方は、あえて簡潔に纏めれば、図2のように、収益費用中心観→資産負債中心観（補完説）→資産負債中心観（対立説）→資産負債中心観（並存説）というように変化してきていると考えられる。

## ③ 財務諸表の見方との関連

しかも、IASB が特に財務諸表で判断しようとしていることは、表2のように、「損益計算書を見て、何が持続可能 [な利益] かを判断すること」及び「貸借対照表を見て、価値を判断すること」（Teixeira、川村 [2013] 14頁）であるとしている。それゆえ、これらを判断できるような測定属性であることが

図2 利益観の捉え方の変遷

収益費用中心観→資産負債中心観（補完説\*<sup>1</sup>）→資産負債中心観（対立説\*<sup>2</sup>）→資産負債中心観（並存説\*<sup>3</sup>）

- \* 1：補完説で、単なる損益計算の結果として生じる計算擬制項目としての資産負債ではなく、資産負債中心観の観点から厳密な資産負債の定義を満たす資産負債であることを要求する考え方
- \* 2：リーマンショック以前の（方向性として）時価会計を目指した考え方。たとえば、2010年のIASBのスタッフペーパーにおける貸借対照表観（balance sheet view：富を忠実に表現するために貸借対照表上の資産負債についての測定属性に焦点を当て、公正価値を測定属性として主張するもの）について、この見解は、現在価格ないし現在価値のみを資産負債の測定属性として使用する多くの人によって支持されており、多くの本審議会の構成員によって本審議会の見解であると考えられている（IASB [2010b] par.12）等に、その考え方が示されている。
- \* 3：並存説で、単なる損益計算の結果として生じる計算擬制項目としての資産負債ではなく、企業の財務実態の開示指向による資産負債中心観の観点から厳密な資産負債の定義を満たす資産負債であることを要求すると共に、貸借対照表において富を表示するために、貸借対照表項目の公正価値評価をより積極的に行って行こうとする考え方。なお、財務実態の開示指向による資産負債中心観の観点を中心にあり、それを損益計算的な収益費用中心観で補完しているという以前の補完説と逆の関係の「（逆）補完説」と捉えることもできよう。

（出所） 著者作成

表2 IASBの財務諸表の見方

摘 要	損益計算書	貸借対照表
重視する視点	何が持続可能な利益かの判断	価値の判断

（出所） Teixeira, 川村 [2013] 14頁を参照して著者作成

要求されると考えられる。

この場合、測定属性に関して「最もありそうにないのは、単一の測定技法として公正価値を選択すること」（Hoogervorst [2012] 38頁）であり、IASBは、「常に混合測定モデルの支持者でした」（同上、37-38頁）というように、混合測定モデルを支持する考え方が示されている。この考え方は、後述のように、2013年の討議資料等でも採用されている。

## 2 2009年スタッフ・ペーパー

### (1) 最近の動向

以下では、近年においてIASBにより公表されたスタッフ・ペーパーや討議資料を中心として、概念的枠組みにおける測定についての到達点としての特徴点や問題点（懸念）を明確にしていくこととする。

現代会計における企業の財務実態の開示指向を背景とし、2007年にその活動が本格化した概念的枠組みにおける測定に関する共同プロジェクトでは、「原則主義に基づく財務報告制度の採用に関する研究」（SEC [2003]）やSFAS157「公正価値測定」（FASB [2006]）等の影響を受けて、当初は単一測定モデルを指向していた。しかし、2008年のリーマン・ショック等の影響を受けて、その後混合測定モデルへと回帰していった（角ヶ谷 [2012] 99頁）。そして、後述のように、2010年のスタッフ・ペーパーでは、資産負債中心観を前提として測定属性観としての貸借対照表中心観、損益計算書中心観およびホーリスティック観<sup>2)</sup>が示されている。その後2013年の討議資料では、実質的にホーリスティック観を基礎とした議論がなされている。

## (2) 2009年のスタッフ・ペーパーの検討

2009年に公表されたスタッフ・ペーパー（IASB [2009]）においては、以下のように、主に混合測定報告システムにおいて利用可能な測定値の問題や資産負債の価値実現との関連における測定属性の考え方等が議論されている。すなわち、そこにおいて、「本スタッフ・ペーパーでは、混合測定財務報告システムを想定している」（Ibid., par.ME3）というように、混合測定モデルに基づいた議論がなされている。この混合測定報告システムにおいて利用可能な測定値は、2分法により大きく時価（current measures）と時価以外の測定値（non-current measures）とに分かれ、さらにそれらは、表3のように、5つのものに分解されるとしている（Ibid., pars.ME22-23）。

表3 混合測定報告制度において利用可能な測定値

(1) 時 価	(2) 時価以外の測定値
①現在価格： 現在入口価格（実際又は見積） 現在出口価格（見積）	③過去価格： 過去入口価格（実際又は見積） 過去出口価格（見積）
②現在価値計算額： 使用価値 公正価値に基づく金額 その他の現在価値計算に基づく金額	④修正過去価格： 累計額ないし増加額 配分額ないし償却額 上記の組合せ額
	⑤将来キャッシュ・フローの非割引額

(注) 番号は著者が挿入した。  
(出所) IASB [2009] par.ME23

ここでは、①時価に属するものとして、市場で成立している「現在価格」（current price）と計算により求めた「現在価値計算額」（current value measures）とがあり、他方、②時価以外の測定値には、「過去価格」、「修正過去価格」及び「将来キャッシュ・フローの非割引額」とがあるとしている（Ibid., pars.ME22-23）。

また、測定属性を選択する際に考慮すべき測定要素として、価値実現、コスト、信頼性レベル、一貫した測定値、利益要素の分解可能性を考慮すべきこととしている（Ibid., par.ME28）。そして、測定との関連で、資産負債について価値実現（value realization：資産負債の経済的価値が、現金、その他の資産、サービスに転換すること、又は債務から解放されること）という概念を導入している（Ibid., par.ME29）。ここでは、資産負債の測定属性の目的適合性は、それらの将来の価値フローがどのように生じるのか、すなわち価値実現のパターンに依存させて決定しようとしている（角ヶ谷 [2012] 100-101頁）。より具体的には、資産の価値は、直接的ないし間接的に実現する。すなわち、表4のように、直接的価値実現は、1段階（one step）での価値フローの創出を意味し、例えば、金融商品、デリバティブ、貴金属等の例がある。また、間接的価値実現は、複数段階（more than one step）での価値フローの創出を意味し、例えば、製品の製造・販売等がある。他方、負債は、直接的価値実現であり、1段階での価値のアウトフローを意味し、例えば、債務者は、商品やサービスの提供等により債務の履行をしなければならないとしている（IASB [2009] pars.ME30-32）。

表4 測定属性の考え方

FCFとの関連	価値実現	具体例	重視する財務諸表	測定属性
直接的に関連	直接的価値実現	売却等	財政状態計算書	時価
間接的に関連	間接的価値実現	製造・販売等	包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書	時価以外

(注) FCF：将来キャッシュ・フロー

(出所) IASB [2009] pars.ME28-29を参照して著者作成

このように、本スタッフ・ペーパーでは、表5のように、測定属性と目的適合性 (relevance) との関係が、価値実現との関連でとらえられており、直接的に価値実現する資産の時価は、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に直接関連しており、他方、間接的に価値実現する資産と将来キャッシュ・フローとの間の関係は、直接的にはない。しかし、「それらの資産を結合して利用した結果が包括利益計算書やキャッシュ・フロー計算書で表示される。従って、間接的に価値実現する資産の場合、多くの財務諸表利用者は、財政状態計算書というよりも、包括利益計算書やキャッシュ・フロー計算書を重視する」(Ibid., par.ME40、角ヶ谷 [2012] 101-102頁) としている。

表5 資産負債の価値実現と測定属性

摘要	直接的実現	間接的実現
資産	○	○
負債	○	—
測定属性	時価	時価以外の測定属性

(注) ○：該当 —：非該当

(出所) IASB [2009] par.ME29を参照して著者作成

以上のように、本スタッフ・ペーパーにおいては、「資産負債の価値実現」、「企業の価値創出過程 (価値フロー)」や「将来キャッシュ・フローとの関連」等に焦点を当てて、時価とそれ以外の測定属性に分類し、適用するという混合測定財務報告システムを想定している。この考え方は、基本的に2013年の討議資料まで引き継がれている。これは、資産負債の変動によって収益を認識する場合に、時価の変動によって収益を認識することが適切なものと、それが実現するまで原価によって計上することが適切なものがあるためである。いわば、実現を収益というフローの側からではなく、資産負債 (価値) というストックの側から見ているものと考えられる。IASBが資産負債中心観を採用するので、資産負債の側から実現を考えたものとなっていると解釈できる。そこでは、従来の広義の実現概念 (すなわち、実現可能性概念) ないしそれよりも広い発生概念に近いものが想定されている。例えば、売買目的有価証券につき、広義の実現概念を使用して収益を計上するものと同様となっている。ただし、注意すべき点は、この理論では、負債の時価評価を容認する理論となっている点である。従って、この理論を忠実に展開すれば、我が国で問題とされた、自社の信用力の低下に伴う負債の時価評価による負債のパラドックス問題が提起されることとなる。

### 3 2010年スタッフ・ペーパー

2010年に公表されたスタッフ・ペーパー（IASB [2010b]）では、以下のように、主に貸借対照表中心観等の測定属性観の観点から測定属性について議論を行っている。すなわち、ここでは、表6のように、測定属性をどのように選択するのかに関する考え方としての測定属性観として3つのものが示されている<sup>3)</sup>。

表6 測定属性観の観点からの財務報告の目的の測定に対する意味

摘要	貸借対照表中心観	損益計算書中心観	ホーリスティック観
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富を忠実に表現する資産負債の測定属性の選択</li> <li>・ 現在価格ないし現在価値による資産負債の測定が最適</li> <li>・ 現在の富が将来キャッシュ・フローについての予測に最適</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者は財務諸表の中で包括利益計算書に最も関心があること</li> <li>・ 発生主義によるキャッシュ・フローの持続的な情報に基づく資産負債の測定</li> <li>・ 歴史的原価による測定</li> <li>・ 収益費用が将来キャッシュ・フローの予測に最適</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二つの計算書は補完的な性質のもの</li> <li>・ 二つの計算書の測定属性を全体的に考えて選択</li> <li>・ 財政状態計算書上で、企業の資源および請求権の在高を描写し、包括利益計算書上で、ストックの価値変動額を伝達するような資産負債の測定属性の選択</li> <li>・ 複数の測定属性の選択</li> <li>・ 受託責任の評価や将来キャッシュ・フローの予測に有用</li> <li>・ 未実現の価値変動は現在の資産負債の市況の変化の指標、また発生した過去のキャッシュ・フローおよび実現価値変動は、経営者のリターンを実現させる指標となること</li> </ul>
支持	多くのボード・メンバー	歴史的原価の支持者	—

(出所) 著者作成

このうち貸借対照表中心観では、期末現在の富の表示のために、その測定属性として資産負債を公正価値で測定することが最適であると考えている。この観点の長所として、期末のストックのリアリティの回復がなされ、ストックから将来キャッシュ・フローの予測に役立つ情報を提供できると主張されていることが挙げられる。なお、この短所としては、経営者の受託責任および伝統的な損益計算書からの将来キャッシュ・フローを予測するのに有用な発生主義会計に基づく利益情報が提供できないことが挙げられる。他方、損益計算書中心観では、損益計算書からの将来キャッシュ・フローの予測や受託責任の評価のために、資産負債を歴史的原価で評価することが最適であると考えている。この観点の長所としては、経営者の受託責任および伝統的な損益からの将来キャッシュ・フローを予測するのに有用な発生主義会計に基づく利益情報が提供できることが挙げられる。なお、この短所としては、期末のストックのリアリティの回復がなされないことが挙げられる。このように、貸借対照表中心観や損益計算書中心観はそれぞれ一長一短があり、どちらが良いかの判断はつき難い。これに対して、ホーリスティック観では両計算書は補完的なものであり、両者のより良いものが選択でき、複数の測定属性の使用（混合測定モデル）が適用される。

このように、貸借対照表中心観か損益計算書中心観かという2項対立的な捉え方ではなく、ホーリスティック観に基づき全体的表示と混合測定モデルによって、経営者の受託責任の評価および将来キャッシュ・フローの予測にとってより有用な情報の提供が行える。この観点の長所としては、貸借対照表中心観と損益計算書中心観の長所である貸借対照表のストックのリアリティの回復が行われるとともに、経営者の受託責任の評価や伝統的な将来キャッシュ・フローの予測のための情報を提供す

ることができることである。

#### 4 2012年12月アジェンダペーパー

2012年12月のアジェンダペーパー（IASB [2012]）においては、主に現行の概念的枠組みの欠点とその対応等について議論がなされている。すなわち、現行の概念的枠組みの欠点として、次のように、測定問題に関してほとんど何も有効な規定をしていないことを指摘している（Ibid., p.3）。

- ① 単一測定属性か複数測定属性か
- ② 何が異なった測定属性なのか
- ③ どのような場合に、異なった測定属性が使用されるべきなのか
- ④ 当初測定と事後測定は同一の測定属性が使用されるべきか

そして、本アジェンダペーパーでは、これらの問題について、概念的枠組みでは何が規定できるのかについて、以下のような検討を行っている。

##### ① 単一測定属性か複数測定属性か

まず、上述①の単一測定属性か複数測定属性かに関して、単一測定属性として現在価値（current value）と原価が考えられるが、単一測定属性の長所として、⑦比較可能性が向上すること、④内的一貫性があること（会計上のミスマッチがないこと）及び⑤合計及び小計がより意味を持つことが挙げられる。他方、この短所として、①原価は全ての状況（例えば、デリバティブ等）において目的適合的であるとは限らないこと、他方、②現在価値は経営者の意図が使用である場合には、最も目的適合的なものとはならないこと、及びコスト・ベネフィットを考慮しなければならないことが挙げられる。これに対して、複数測定属性を用いる混合測定モデルは、表現しようとするものに最も目的適合的な測定属性を選択できること、及びコスト・ベネフィットを考慮できるという長所がある。

それゆえ、単一測定属性は、すべての状況の下で、最も目的適合的な情報を提供しそうなもの（Ibid., pp.4-5）と考え、単一測定モデルではなく、混合測定モデルの採用を支持している。

##### ② 異なる測定属性

次に、上述②の何が異なる測定属性かに関して、異なる測定属性として、前述の2009年スタッフペーパーと異なり、以下のように、原価（cost-based）、時価（current）及び混合（mixed）の3つものを挙げている（Ibid., p.7）。

- ⑦ 原価 これは原価ベースの測定値（cost-based measures）すなわちいわゆる原価のことである（Ibid., p.8）。
- ① 時価 この時価（current measures）は、表7のように考えられている（Ibid., p.9）。

表7 時価測定

	入口価格	ニュートラル	出口価格
市場参加者の観点	取替原価	公正価値	公正価値－販売費
企業固有の観点	取替原価	使用価値	正味実現可能価額

（出所）IASB [2012] p.9

なお、この場合、選択される測定属性は、㉞目的適合性（売却されそうもない場合には、企業固有の観点のものの方がより目的適合的であろう）、㉟情報の入手可能性及び㊱コスト・ベネフィットに依存すると考えている。

㊱ 混合測定値 この混合測定値（mixed measures）では、測定される項目の（すべてではなく）一部について現在価値（current value）を使用するものである（Ibid., p.10）としている。

そして、この測定属性に関する3分法の考え方が、後述の討議資料等でも採用されている。

### ③ 使用されるケース

また、上述③のどのような場合に異なった測定属性が使用されるべきかに関して、各々の測定属性は、表8のような場合に使用される（Ibid., pp.11-13）としている。

表8 測定属性の使用ケース

測定属性	適切なケース	具体例等
①原価 (cost-based)	・ サービス・ポテンシャルの消費が目的適合的であるとき	生産に使用される機械
	・ 商品サービスの生産のために他の資源と共に使用される項目	生産ライン
	・ 他の測定値が検証可能でないとき	一定の無形資産
	・ (ブローカー/ディーラー市場に対するものとして) 小売市場において売却することが予定されている項目のとき ・ 時価測定に伴うコストがその便益を越えるとき ・ 会計上のミスマッチを減少ないし排除する項目のとき	—
②時価 (current)	・ 他の資産とは独立的にキャッシュ・フローを生み出す資産	金融商品
	・ 企業が売却を予定している資産	投資不動産
	・ ディーラー市場で売却される項目のとき	トレーディング商品
	・ その価値が大幅に変動することが予想される項目 ・ 会計上のミスマッチを減少ないし排除する項目のとき	保険債務 —
③混合 (mixed)	・ ある項目の一つの側面が他のそれよりも目的適合的でないとき	ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収する債務証券上の利子率
	・ それが会計上のミスマッチを減少ないし排除する項目のとき	—

(出所) IASB [2012] pp.11-13を参照して著者作成

このように、3つの測定属性に分けて使用されるケースを明示している。

### ④ 当初測定と事後測定

最後に、上述④の当初測定と事後測定とは同一の測定属性であるべきかに関して、㉞もし当初測定と事後測定とが同一の測定属性でない場合には、事後測定において損益が生じるであろう。しかも、㉟この損益は会計上の数値としてだけ生じるものである（それは、現実世界の事象ではない）。そして、㊱そのような損益は目的適合的でないであろう。それゆえ、当初測定と事後測定とは、同一の測定属性で行われなければならない（Ibid., p.14）と考えている。

このように、本ペーパーでは、複数測定属性の選択、原価・時価・混合という3つの測定属性、それらの使用されるケース及び当初測定と事後測定で同一のものを使用すべきことを明確化している。

そして、このような考え方が基本的にその後継続して採用されていくこととなる。

## 5 2013年2月、3月のスタッフ・ペーパー

2013年2月、3月に公表されたスタッフ・ペーパーでは、以下のように、主に測定的一般原則や最も目的適合的な測定技法（測定属性）の選択等について議論を行っている。

### ① 測定的一般原則

IASBは2013年2月のスタッフ・ペーパーで暫定的に、表9のように、概念的枠組みにおける財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性から導いた測定的一般原則を決定している（IASB [2013a] p.5）。なお、目的適合的な測定属性を選択する際に、表9の全ての3原則が考慮されなければならない。そして、この3原則の適用上、ある原則が他のものよりもより高い優先順位を持つものではないと考えている。

表9 測定的一般原則

摘 要	内 容
①測定の目的	測定の目的は、当該報告企業の経済的資源、当該企業に対する請求権及び経営者並びに統治機関が当該企業の資源を使用する責任を、どのように効率的に果たしたのかについての最も目的適合的な情報を忠実に表現することである。
②測定技法の目的適合性	測定は通常財政状態計算書上の項目から出発するが、特定の測定技法によって提供される情報の目的適合性はまた、それが包括利益計算書、もし適用可能な場合には、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び財務諸表の注記に対して、どのような影響を及ぼすのかに依存する。
③コスト・ベネフィット	特定の測定のコストは、現在及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者に対してその情報を報告する便益によって正当化されなければならない。

（出所）IASB [2013a] p.5を参照して著者作成

### ② 最も目的適合的な測定技法の選択

IASBは、最も目的適合的な測定技法（測定属性）の選択は、表10のように、次のものに依存すると考えている（IASB [2013a] p.5）。

#### ㊦ どのように資産の価値が実現されるのか。

資産価値は、例えば、①使用、②販売、③契約に従って回収するために保有又は④それを他者に使用させる権利に対する代金の請求することによって実現される。このように、資産の価値（すなわち将来キャッシュ・フローへ貢献する能力）を実現させる一般的な四つの方法が示されている。

#### ④ どのように債務が履行ないし決済されるか。

債務は、例えば、①債務の履行、②特定金額を持たない請求権を満たすためにサービスの提供ないし他者にサービスの履行をしてもらうこと、③表示ないし決定金額がない請求権を交渉や訴訟によって解決すること及び④債務を他者に移転することによって履行ないし決済される。

このような考え方は、そのまま後述の討議資料へ引き継がれている。また、このようにして最も目的適合的な測定技法（測定属性）を考える場合、具体的には、通常経営者の意図によるものと考えら

表10 最も目的適合的な測定技法の選択の基礎

項目	内容	具体例	測定技法
(1) 資産	どのように資産の価値が実現されるのか	①使用（収益を上げるために事業活動に使用）	原価ベースの測定
		②売却	公正価値
		③契約に従って回収するために保有	発生ベース原価測定ないし公正価値
		④それを他者に使用させる権利に対する代金の請求	公正価値ないし過去の収益費用及び過去のキャッシュ・フロー
(2) 負債	どのように債務が履行ないし決済されるか	①債務の履行 <sup>*1</sup>	原価ベースの測定
		②特定金額を持たない請求権を満たすためにサービスの提供ないし他者にサービスの履行をしてもらうこと <sup>*1</sup>	原価ベースの測定
		③表示ないし決定金額がない請求権を交渉や訴訟によって解決すること	その他のキャッシュ・フローベースの測定
		④債務を他者に移転すること <sup>*1*2</sup>	公正価値測定

\* 1 : 一定の条件のある負債の決済のための方法

\* 2 : ごく少数の事例

(出所) IASB [2013a] p.5を参照して著者作成

れる。そして、それが経営者の意図によるのであれば、従来と大きく測定属性が変わることが無いものと考えられる<sup>4)</sup>。

### ③ 当初測定における測定属性

IASB は、当初測定について、単一の測定属性ではなく、異なる複数の測定属性を議論している。このような測定属性として、次のようなものがある。

㊦原価、㊧公正価値及び㊨その他の測定属性

㊦ 原価 この測定の対象となるものには、例えば、有形固定資産、無形資産、棚卸資産等がある (IASB [2013b] par.19)。そして、原価ベースの測定は、減価償却等のような形でその後の調整（費用配分）がなされる (Ibid., par.21)。

㊧ 公正価値 この公正価値の測定上、将来キャッシュ・フローの金額、貨幣の時間的価値、リスクプレミアム及びその他の報酬等の点で市場参加者の観点から計算を行う (Ibid., par.25)。

㊨ その他のキャッシュ・フローベースの測定 この測定については、2013年3月のスタッフ・ペーパー議論されている。この対象資産には、例えば、次のようなものに適用される (IASB [2013e] par.27) としている。

- ・割引キャッシュ・フローを伴う企業固有の測定（資産の使用価値及び負債の履行価値）
- ・公正価値以外の現在価値（例えば、入口価格や取替原価）
- ・一部につき改訂するが、全てを現在市場要素に改訂しない繰越原価ないし企業固有の見積

以上のように、これらのスタッフ・ペーパーでは、主に測定の一般原則、最も目的適合的な測定属性の選択基礎等の明示を行っており、そこで示された内容が一部修正されたうえで、次に検討する4

月のスタッフ・ペーパーや7月の討議資料の内容を形成している。

## 6 2013年4月のスタッフ・ペーパー

2013年4月のスタッフ・ペーパーは、IFRSの概念的枠組みの「測定」の節についての原案であり、前述の2月、3月のスタッフ・ペーパーを修正の上、結合したものである。ここでは、以下のように、主に測定的一般原則、最も目的適合的な測定技法（測定属性）、将来キャッシュ・フローへの貢献方法、3種の測定技法等が議論されている。

### ① 測定の3原則

IASBは、財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性から導かれた次の測定の3原則を提案している（Ibid., p.1）。

- ㊦ 特定の測定技法によって提供される情報の目的適合性は、どのようにそれが、財政状態計算書、損益及び包括利益計算書、適用可能な場合には、持分変動計算書及び財務諸表の注記に影響するのかに依存する。
- ㊧ 特定の測定のコストは、現在及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者に対してその情報を報告する便益によって正当化されなければならない。
- ㊨ 使用される異なる測定の数、目的適合的な情報を提供するのに必要な最小のものでなければならない。測定上、不必要な変更は避けなければならない。そして、必要な変更は明確に説明されなければならない。

このように、改定案では、測定の原則として従来の測定を削除し、代わりに測定数を追加している。なお、IASBは、ホーリスティック観の観点から貸借対照表や損益計算書のみを重視した情報では、投資家等に最も目的適合的な情報を提供できないと考えている（IASB [2013h] par.11）。

### ② 最も目的適合的な測定技法（測定属性）

本ペーパーでは、改訂IFRS上で、測定技法（測定属性）を選択する場合、どのような概念がIASBをガイドしなければならないかを議論し（IASB [2013h] p.1）、IASBは、最も目的適合的な測定技法は、㊦資産が将来キャッシュ・フローに貢献する方法<sup>5)</sup>、㊧どのように企業が負債を履行ないし決済するのかに依存すると考えている。

### ③ 資産が将来キャッシュ・フローへ貢献する方法

図3のように、次の4つの方法が、資産が将来キャッシュ・フローへ貢献する方法であると考えている<sup>6)</sup>。

### ④ 3種の測定技法

ここでは、㊦原価、㊧公正価値及びその他の現在価格、㊨その他のキャッシュ・フローベースの測定値という3種の測定技法（測定属性）について、記述及び議論している（IASB [2013h] par. 2）。

このように、従来においては、例えば、2009年スタッフ・ペーパーのように、時価と時価以外（原価等）というように、2分法がとられることが多かったのに対して、このような原価、現在価格及びその他という3分法という考え方が出てきた背景としては、2010年スタッフ・ペーパーの測定属性観

図3 資産の将来キャッシュ・フローへの貢献方法

方 法	内 容
①使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原価ベースの測定</li> <li>・単純でよりコストが掛からない</li> <li>・より理解可能で、より目的適格的である</li> <li>・棚卸資産は、販売目的のものであるが、事業目的で保有されるので、ここに含めている。</li> </ul>
②売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正価値での測定</li> <li>・金融商品、一般市場で常時取引されている貴金属や穀物等のコモディティ等</li> </ul>
③回収のために保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金、社債及びその他の受取債権等 (利息的な報酬を伴うもので、契約上のキャッシュ・フローの変動が少ないもの)</li> <li>・実際利回り (effective yield) と回収可能性に影響を受けるもの</li> <li>⑦キャッシュ・フロー等が通常大きく変動しないもの→発生ベース原価測定</li> <li>⑧キャッシュ・フロー等が変動するもの→公正価値</li> </ul>
④使用権料のための資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有形固定資産や知的財産等の使用料を得るための資産</li> <li>・リース、レンタル、フランチャイズ、入会金、パーキング、着陸料、ドック料、ロイヤルティ等</li> <li>・当該企業にとって当該資産の重要性に依存</li> <li>⑨比較的少ない数の高価な使用料資産→公正価値</li> <li>⑩大きなグループの小さな使用料資産→過去の収益費用及び過去のキャッシュ・フロー</li> </ul>

分類基準  
経営者の意図等

(出所) IASB [2013h] pars.69-94を参照して著者作成

において、貸借対照表中心観では公正価値、損益計算書中心観では歴史的な原価、そしてホールステック観では公正価値、歴史的な原価及びその他という重視するという考え方が示されたことが影響を及ぼしていると考えられる。

## 7 2013年7月の討議資料

IASB の2013年の討議資料における予備的見解は、2012年より活動を再開し、これまで検討してきた内容をまとめた改訂概念的枠組みに関する見解であり、約250頁にも上る詳細な規定がなされている。これは、概念的枠組みに関する基本的に全てのことが規定されている。なお、測定に関する主なものとしては、以下のように、測定に関する全体的な予備的見解、測定属性、当初測定と事後測定等が詳細に記述されている。

### (1) IASB の予備的見解

IASB の予備的見解の主な内容は次のとおりである (IASB [2013j] p.11, par. 6.35)。

- ① 測定の目的は、次のものについて、目的適格な情報の忠実な表現に貢献することである。
  - ⑦ 企業の資源、企業に対する請求権及びこれらの資源や請求権についての変動
  - ⑧ 企業の経営者及び統治機構が、どのように効率的かつ効果的に企業の資源を使用する責任を解除したのか。
- ② ①の測定目的の観点からは、すべての資産負債に対する単一の測定属性は財務諸表の利用者に最

も目的適合的な情報を提供するものではないと考えている。それゆえ、単一測定モデルにはよらず、混合測定モデルを採用している。

- ③ 特定の項目について使用する測定属性を選択する時に、IASBは、その測定が財政状態計算書並びに損益及びその他包括利益計算書の双方において作り出す情報を考慮しなければならない。
- ④ 特定の測定属性の目的適合性は、投資家、融資者及びその他の債権者が、どのようにその種の資産負債が将来キャッシュ・フローに貢献するかを評価しそうであるかに依存するであろう。それゆえ、測定属性の選択は、
  - ㉞ 特定の資産については、どのように資産が将来キャッシュ・フローへ貢献<sup>7)</sup>するのかに依存しなければならない。そして、この場合、将来キャッシュ・フローへの貢献は、次のように分かれる (Ibid., par. 6.16)。
    - a：直接的な貢献（例えば、売却等）：現在市場価格
    - b：間接的ないし他の資産と一緒に使用されるもの（例えば、設備等）：原価
  - ① 特定の負債については、企業がどのようにその負債を決済ないし履行するのかに依存しなければならない。
- ⑤ 使用される異なった測定属性の数は、理解可能性及び比較可能性を高め、目的適合的な情報を提供するのに必要な最小の数でなければならない。不必要な測定属性の変更は避けなければならないし、また必要な変更は説明されなければならない。それゆえ、基本的には、㉞原価 (CBM)、①公正価値を含む現在市場価格 (CMP)、㉞その他のキャッシュ・フローベースの測定 (OCFBM) を考えている。
- ⑥ 財務諸表の利用者にとって、特定の測定属性の使用はそのコストを正当化するのに十分な便益を持たなければならない。

## (2) 測定属性

上述 (1) ⑤のように、討議資料では、測定属性として次の3つのものを考えている。

- ㉞ 原価 資産負債で取得時に原価で記入されるものは、その後の事後測定で減価償却等のような調整をすることがある。
- ① 公正価値を含む現在市場価格
 

公正価値や現在市場価格の測定では、将来キャッシュ・フロー、割引率、リスク及び信用等市場参加者の観点からすべて期末現在で改訂される。
- ㉞ その他のキャッシュ・フローベースの測定
 

これは、例えば、金融資産の減損、リースの債権債務、非金融資産の減損、棚卸資産の正味実現可能価額、引当金、退職給付債務、繰延税金資産負債等で使用されている。

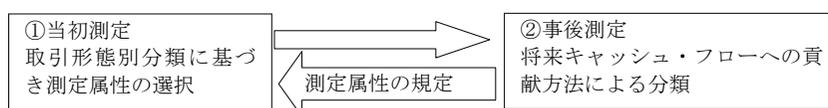
これは、㉞原価又は現在市場価格が十分な目的適合的な情報を提供できない場合、㉞測定される項目にコストや収入がない場合、㉞現在市場価格を入手するのに、非常に困難な場合ないし過大なコストが掛かる場合に使用される。

### (3) 当初測定と事後測定

#### ① 当初測定

測定については、図4のように、当初測定と事後測定とに分かれて規定がなされている。当初認識においては、取引形態別分類に基づく分類がなされ、事後測定を考慮して適切な測定属性が原価・現在市場価格・その他のキャッシュ・フローベースの測定のいずれかから選択される。そして、事後測定においては、将来キャッシュ・フローへの貢献方法に応じて測定属性の選択が行われる。

図4 当初測定と事後測定



(出所) 著者作成

すべての資産は何らかの形で将来の正味キャッシュ・イン・フローないしその他の経済的資源に貢献しうる。用語の簡略化のために、あるケースでは価値フローにはキャッシュ以外の他のものもあるうけれども、討議資料では将来キャッシュ・フローと呼んでいる (Ibid., par.6.57)。

資産負債の当初測定において、㉞原価 (CBM)、㉟公正価値を含む現在市場価格 (CMP)、㊱その他のキャッシュ・フローベースの測定 (OCFBM) のうちのいずれかで測定を行う (Ibid., par.6.58) としている。

資産負債は当初認識において、表11のように、㉞項目の等価交換、㉟項目の不等価交換、㊱非交換取引、㊲自家建設の結果として当初認識がなされる (Ibid., par.6.60) としている。

表11 資産負債の認識測定

取引形態別分類	(1) 交換	①等価	問題なし。事後測定と同じ測定属性を使用		
		②不等価	利得・損失を計上する可能性		
	(2) 非交換	①贈与等	対価を伴わないで生じた資産負債	零評価又は公正な評価額	
		②訴訟等	取引以外の事象から生じた資産負債		
	(3) 自家建設、その他の取引及びその他の事象	①自家建設	㉞事後測定が原価の場合には、原価 ㉟事後測定が公正価値の場合には、公正価値 ㊱事後測定が原価又は公正価値以外の場合には、それ以外の測定値		
		②その他	—		

(出所) IASB [2013j] par.6.60を基礎として著者作成

#### ② 資産の事後測定

IASB は、事後測定において特定の資産に使用される測定は、どのようにそれが将来キャッシュ・フローへ貢献するのかに依存しなければならないと考えている (Ibid., par.6.73)。そして、資産が将来キャッシュ・フローへ貢献する4つの一般的な方法は、表12のとおりである (Ibid., par.6.74)。

表12 資産の将来キャッシュ・フローへの貢献方法

将来キャッシュ・フローへの貢献方法による分類	方法	内容
	①使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原価ベースの測定</li> <li>・単純でよりコストが掛からない</li> <li>・より理解可能で、より目的適格的である</li> <li>・棚卸資産は、販売目的のものであるが、事業目的で保有されるので、ここに含めている。</li> </ul>
	②売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正価値での測定</li> <li>・金融商品、一般市場で常時取引されている貴金属や穀物等のコモディティ等</li> </ul>
	③回収のために保有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金、社債及びその他の受取債権等 (利息的な報酬を伴うもので、契約上のキャッシュ・フローの変動が少ないもの)</li> <li>・実際利回り (effective yield) と回収可能性に影響を受ける。</li> <li>⑦キャッシュ・フロー等が通常大きく変動しないもの→発生ベース原価測定</li> <li>④キャッシュ・フロー等が変動するもの→公正価値</li> </ul>
	④使用料のための資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有形固定資産や知的財産等の使用料を得るための資産</li> <li>・リース、レンタル、フランチャイズ、入会金、パーキング、着陸料、ドック料、ロイヤルティ等</li> <li>・当該企業にとって当該資産の重要性に依存</li> <li>⑦比較的少ない数の高価な使用料資産→公正価値</li> <li>④大きなグループの小さな使用料資産→過去の収益費用及び過去のキャッシュ・フロー</li> </ul>

(出所) IASB [2013] pars.6.74-6.96を参照して著者作成

以上のように、予備的見解では、概念的枠組みにおける測定問題に関する一般的な考え方、3つの測定属性及び当初測定と事後測定における具体的な測定に関する考え方等が示されている。

## 8 到達点 (特徴点)

これまでの検討を前提として、ここでは、IASB の討議資料における測定についての主な到達点 (特徴点) を明確にしていくこととする。討議資料上の到達点 (特徴点) を現行の概念的枠組みと比較すれば、次のとおりである。

### ① 測定に関する全体的な枠組み

表13のように、討議資料における測定に関する全体的な枠組みは、あえて簡潔に図式化すれば、次のとおりである。

基本思考としての企業の財務実態の開示→利益観としての資産負債中心観→測定属性観としてのホーリスティック観→測定モデルとしての混合測定モデル→当初測定として取引形態別分類 (構成要素アプローチ) で、事後測定の分類視点からの測定属性の決定→事後測定の分類視点として資産については将来キャッシュ・フローへの貢献、負債については負債の履行又は決済→資産の将来キャッシュ・フローへの貢献方法による分類としては、使用・売却・回収のための保有・使用料のための資産の4分類

このように、討議資料では、測定問題を考える場合に、現代会計における企業の財務実態の開示指向に基づいて資産負債中心観をベースとしてホーリスティック観により混合測定モデルを展開している。しかもそこにおいて大枠として将来キャッシュ・フローを基礎とした測定の考え方を新たに展開

表13 概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組み

摘 要	内 容
①基本思考	企業の財務実態の開示
②利益観	資産負債中心観
③測定属性観	ホーリスティック観
④混合モデル	混合測定モデル
⑤当初測定	取引形態別分類（構成要素アプローチ）で、事後測定の分類視点からの測定属性の決定
⑥事後測定の分類視点	・資産については将来キャッシュ・フローへの貢献 ・負債については負債の履行又は決済
⑦資産の将来キャッシュ・フローへの貢献方法による分類	将来キャッシュ・フローへの貢献方法による分類 使用・売却・回収のための保有・使用料のための資産の4分類

(出所) 著者作成

しているところに大きな特徴点が見出される。

## ② 資産負債中心観に基づく測定の規定の仕方

前述①のように、討議資料における概念的枠組みでは大枠として企業の財務実態の開示指向を背景とする資産負債中心観に基づいているので、測定の規定の仕方が財政状態計算書上の項目である資産負債を中心としてなされており、損益計算書上の項目である収益費用の観点からなされていない。

## ③ ホーリスティック観の採用

従来の概念的枠組みでは、測定属性観につて何も触れていなかったけれども、討議資料等では、貸借対照表中心観でも損益計算書中心観でもなく、両者を総合的に考えるホーリスティック観を採用している<sup>8)</sup>。

なお、2010年の段階で、なぜホーリスティック観が登場してきたのであろうか。この背景は、次のように考えることができる。すなわち、伝統的に産業資本主義的なプロダクト型の経済の下で、会計的には、適正な期間損益計算を指向した収益費用中心観に基づく取得原価主義が採用されていた。このような状況の下では、測定属性観として損益計算書を重視した損益計算書中心観が採られていた。そして、1980年代後半以降、次第にデリバティブ等の新金融商品が開発され、急激に拡大し、米英を中心として金融資本主義的なファイナンス型の経済の下で、会計的には資産負債中心観に基づく公正価値会計に軸足が移行しつつあった。金融商品はキャッシュの固まりなので、それを認識測定するには、公正価値会計が最適と考えられた。それゆえ、このような状況の下では、企業の財務実態の開示指向を背景として測定属性観としては、貸借対照表を重視する貸借対照表観が採られた。しかし、リーマン・ショックによる金融危機を受けて、行過ぎた公正価値会計に対する揺り戻しないし修正としてホーリスティック観が登場してきたものと考えられる。

## ④ 混合測定モデルの採用

討議資料における概念的枠組みでは、測定属性観として上記③で述べたとおり、ホーリスティック観に基づいており、その具体的な測定モデルとして混合測定モデルを採用している。なお、このよう

な混合測定モデルは、近年において討議資料等において急に出てきたものではなく、従来から混合測定モデルであった。しかし、2010年のスタッフ・ペーパーに見られるように、20世紀から21世紀にかけては、金融商品の急激な拡大により、貸借対照表観を採るボード・メンバーが多数を占めていた<sup>9)</sup>。この人たちは、混合測定モデルというよりも、公正価値測定を選好する人々であった。また、意思決定有用性アプローチを採用する場合においても、表14のように、この抽象的な概念を前提として具体的な特定の測定属性を一意的に導くことは出来ない。このことは、例えば、同じ意思決定有用性アプローチを採る我が国の概念的枠組みに関する討議資料とIASBの概念的枠組みとが必ずしも同じ測定属性を採用していないことから明らかである。

表14 意思決定有用性アプローチと測定属性の決定

ア プ ロ ー チ	内 容	測定属性の決定
意思決定有用性アプローチ	意思決定に有用な情報提供	一意的に測定属性を決定できない
構成要素アプローチ	保有目的や属性等に基づく測定属性	構成要素ごとの測定属性の決定可能

(出所) 著者作成

そして、このように意思決定有用性アプローチから演繹的方法によって一意的に測定属性を導き得ない場合、次に一般的に考えられるのは、財務諸表の構成要素アプローチであり、帰納的方法によって測定されるべき資産負債等の保有目的や属性等に従って、各資産負債等の項目ごとに測定属性を決定する方法である。これは従来から採用されてきた方法であると同時に、今回IASBの討議資料で採用されている方法でもある。ただし、どのような観点から資産負債等を分類するのかによって、その測定属性も異なってくることはいうまでもない。すなわち、例えば、同じ有価証券の分類でも、従来のように経営者の意図に基づく分類と最近出てきたビジネス・モデルを基礎とする分類とは、分類が異なると共に、それらの測定属性も異なりうる。

さらに、混合測定モデルが取得原価主義会計よりも優れているのかということについて検討する必要がある。この場合、議論の範囲を、その他包括利益(OCI)を含まない損益計算書に止めるということであれば、取得原価主義会計で説明が可能であり、伝統的に制度的にも採用されてきたという理由で、取得原価主義会計が適切であるといえよう。すなわち、売買目的有価証券は、広義の実現(実現可能)ないしリスクからの解放概念を採用することによって説明が可能である。また、取得原価主義会計によって適正な期間損益計算を行うということで、原価測定モデルの方が混合測定モデルよりも優れて言えるであろう。しかし、その他包括利益まで議論を拡張する場合には、その他包括利益は従来の取得原価主義会計では説明が不可能であろう。これらの計上は、過去の取引(収支)をベースとした動態論に基づく取得原価主義会計とは異なった、現代会計に特徴的な企業の財務実態の開示指向に基づく理論によって行われることとなり、それは一般に資産負債中心観に基づく資産負債の公正価値測定の議論から生じてきているからである。そして、両者の理論の調整弁としてその他包括利益が使用されている。それゆえ、このような観点からは、混合測定モデルの方が優れているといえよう。

## ⑤ 測定的一般原則

表15のように、2013年2月や4月のスタッフ・ペーパーでは、測定的一般原則が示されていた。しかし、討議資料では、直接的にはそれらを測定的一般原則として示していないが、本文の中では、それらが説明されており、間接的に測定問題を考える上で、重要な役割を演じていると考えられる。

表15 測定の3原則

現行	2013・2SP (測定原則)	2013・4SP (測定原則)	DP
なし	① (測定目的) 測定目的は、当該報告企業の経済的資源、当該企業に対する請求権及び経営者並びに統治機関が当該企業の資源を使用する責任を、どのように効率的に果たしたのかについての最も目的適合的な情報を忠実に表現することである。	① (測定技法の目的適合性) 特定の測定技法によって提供される情報の目的適合性は、どのようにそれが、財政状態計算書、損益及び包括利益計算書及び適用可能な場合には、持分変動計算書及び財務諸表の注記に影響するかに依存する。 <sup>*2, *3</sup>	なし <sup>*6</sup>
	② (測定技法の目的適合性) 測定は通常財政状態計算書上の項目から出発するが、特定の測定技法によって提供される情報の目的適合性はまた、それが包括利益計算書、もし適用可能な場合には、キャッシュ・フロー計算書、持分変動計算書及び財務諸表の注記に対して、どのような影響を及ぼすかに依存する。 <sup>*1</sup>	② (コスト・ベネフィット) 特定の測定のコストは、現在及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者に対してその情報を報告する便益によって正当化されなければならない。	
	③ (コスト・ベネフィット) 特定の測定のコストは、現在及び潜在的な投資家、融資者及びその他の債権者に対してその情報を報告する便益によって正当化されなければならない。	③ (測定の数) 使用される異なる測定の数、目的適合的な情報を提供するのに必要な最小のものでなければならない <sup>*4</sup> 。測定上、必要な変更は避けなければならない。そして、必要な変更は明確に説明されなければならない <sup>*5</sup> 。	

(注) SP：スタッフ・ペーパー、DP：討議資料

\* 1：貸借対照表中心観を重視したホーリスティック観

\* 2：(本来的な) ホーリスティック観

\* 3：キャッシュ・フロー計算書が除かれている。

\* 4：原則3は、その他のキャッシュ・フローベースの測定の新しい方法を作り出させないこと、そして可能な場合には、現在の方法の数を減少させようとしている。

\* 5：利益操作の排除のために、事後測定を当初測定と同じ測定属性で行うこと。

\* 6：なお、測定的一般原則としては示されていないが、個別的な内容は文中の中でそれぞれ示されている。

(出所) 著者作成

## ⑥ 資産の価値実現に着目

資産に最適な測定属性(測定技法)を選択する観点として、表12や表16のように、資産価値の実現すなわち将来キャッシュ・フローへの貢献方法に着目している。他方、負債に関しては、同様に、負債の履行ないし決済の方法に着目して最適な測定属性(測定技法)を選択しようとしている。なお、価値が直接実現する場合には、財政状態計算書の項目を重視し、反対に価値が間接的に実現する場合には、包括利益計算書を重視するという立場を明確にしている。

なお、資産価値の実現の方法についてその内容を細分するのに、経営者の意図によるのかまたビジネス・モデル等によるのかが討議資料上では不明である。また、この考え方は、従来の損益計算書項

表16 最も目的適合的な測定属性（測定技法）の選択の観点

摘要	2009SP	2010SP	2013・2SP	2013・4SP, 2013・7DP
資産	価値の実現*1	資産価値の実現	どのように資産価値*2が実現するのか	将来キャッシュ・フローへの貢献方法
負債		負債価値の犠牲	どのように負債が履行・決済されるのか	負債の履行・決済の方法

(注) SP：スタッフ・ペーパー、DP：討議資料

\*1：価値（の+ないしーの）フローとも考えられる。なお、直接実現するものは、将来キャッシュ・フローと直接に関連する。他方、間接的に実現するものは将来キャッシュ・フローに直接は関連しない。

\*2：価値とは将来キャッシュ・フローへ貢献する能力のこと（IASB [2013b] par.6）

(出所) 著者作成

目の実現概念の使用と異なっている。これは、従来においては収益費用中心観に基づいた考え方をベースとして諸原則等を規定していたのに対して、前述①②のように、ここでは資産負債中心観に基づいた考え方をベースとして貸借対照表項目の観点からそれらを考えているからである。

### ⑦ 3分法

討議資料上の概念的枠組みにおいて測定属性の選択を考える場合に、表17のように、原価又は公正価値ないし原価又は時価という2分法ではなく、原価、公正価値を含む現在市場価格又はその他のキャッシュ・フローベースの測定値という3分法を採用している。

表17 当初測定の測定属性の分類

2009SP	2010SP	2013・2SP	2013・4SP	2013・7DP
時価と時価以外 (五つに細分)	①原価	①原価	①原価*1	①原価
	②公正価値	②公正価値	②公正価値及びその他の現在（市場）価格*2	②公正価値を含む現在市場価格（CMP）*4
	③その他	③その他	③その他のキャッシュ・フローベースの測定値*3	③その他のキャッシュ・フローベースの測定値

(注) SP：スタッフ・ペーパー、DP：討議資料

\*1：原価ベースの測定には、例えば、償却原価（DC）、資産の減損調整額が含まれる。なお、金融資産・金融負債の償却原価もこれに含まれるけれども、同時に、キャッシュ・フローベースの測定にもなり得る。

\*2：公正価値とは、測定日において市場参加者の秩序的な取引によって、資産を売却して受け取り、又は負債を移転するのに支払われる価格のことである。公正価値ないしその他の現在市場価格で評価するものが含まれる。

\*3：その他の見積キャッシュ・フローベースの測定のことである。例えば、償却原価で記帳されている金融資産、償却原価で記帳されているリース債権ないしリース債務、非金融資産の減損、棚卸資産の正味実現可能価額、引当金、退職給付債務、繰延税金資産ないし繰延税金負債等

\*4：公正価値は出口価格に限定されるので、入口価格を含むもの

(出所) 著者作成

### ⑧ 当初測定と事後測定

従来の概念的枠組みにおいては、測定上当初測定と事後測定とに分けた規定がなされていなかったけれども、討議資料における概念的枠組み上では測定属性（測定技法）を考える時に、当初測定と事後測定とを別個に規定している。しかも、原則として両者は同一の測定属性を適用すべきであると考

えている。

このように、討議資料の概念的枠組みにおける測定に関する規定の特徴点としては、企業の財務実態の開示指向による資産負債中心観に基づく規定の仕方、ホーリスティック観の採用、混合測定モデルの採用、資産の価値実現への着目、測定属性の3分法、当初測定と事後測定の分離規定等が挙げられる。

## 9 問題点ないし懸念

これまでの検討を前提として、ここでは、討議資料における測定の主な問題点ないし懸念を明確にしていくこととする。討議資料上の主な問題点ないし懸念は、次のとおりである。

### ① 歴史的原価主義モデルから将来キャッシュ・フローモデルへの転換

従来の概念的枠組みでは、発生主義会計が明示され、表18のように、大枠として適正な期間損益計算を行うために、過去指向的な取引をベースとした過去の現金の収入・支出（過去キャッシュ・フロー）を基礎とするモデルである歴史的原価主義モデル（取得原価主義会計モデル）が原型にあって、それに金融商品を中心として時価会計が組み込まれた混合測定モデルとなっている。これに対して今回の討議資料は、企業の財務実態の開示指向を背景として、資産負債を考えるのに（過去ではなく）将来指向的な思考に基づく将来キャッシュ・フローへの貢献ないし将来キャッシュ・フローの犠牲（負債の履行又は決済）という大枠として将来キャッシュ・フローモデルが原型にあって、それに使用資産等について歴史的原価が組み込まれた混合測定モデルとなっており、同じ混合測定モデルとはいうもののその内容が大きく変化している。

表18 モデルの転換

摘 要	従 来	討 議 資 料
①基本思考	適正な期間損益の計算	財務実態の開示
②ベース	歴史的原価（過去キャッシュ・フロー）モデル	将来キャッシュ・フローモデル
③CFの視点	過去のキャッシュ・フロー	将来のキャッシュ・フロー
④大枠	取得原価主義会計（過去キャッシュ・フロー会計）	将来キャッシュ・フロー会計
⑤入れ子	時価（公正価値会計）	歴史的原価
⑥モデル	混合測定モデル	混合測定モデル

(注) CF：キャッシュ・フロー

(出所) 著者作成

### ② 資産負債中心観に基づく測定の規定

測定の選択等の規定の仕方が、企業の財務実態の開示指向を背景とした資産負債中心観に基づいて資産負債を中心としており、取引が発生した時に収益費用をどのように計上したら良いのかについての直接的な規定がない。

### ③ 公正価値測定の適用範囲の拡大

公正価値測定の適用範囲が緩くなり、公正価値会計の適用範囲の拡大の恐れがある。より具体的に

は、表12で公正価値測定が提案されている領域については、従来においては、損益計算書に計上されるために、実現や実現可能ないしリスクからの解放という歯止めがアンカーとして存在していた。しかし、企業の財務実態の開示指向を背景とする現代会計においては、従来の期間損益計算指向と現代的な実態開示指向とが並存して存在しており、しかも後者の開示が前者の計算より重視される傾向を持っている。このような開示指向を背景として、公正価値測定を適用して、その他包括利益を計上することについて現在のところ明確な基準は存在しない。それゆえ、このその他包括利益を利用して、済崩的に公正価値会計が無限に拡大していく懸念がある。

#### ④ 企業経営の短期指向化

企業経営は、企業が永続的に維持・発展していくためには、本来長期的な指向・戦略に基づいて行わなければならない。しかし、もし討議資料で提案されているような公正価値会計の拡大により、その他包括利益へ損益が表示されるようになり、かつ投資家がこれらの数値を重視すると仮定する場合には、それが経営者、それゆえ経営活動にも影響を及ぼす可能性がある。すなわち、経営者が再評価に基づき激しく変動する短期の数値に目を奪われ、短期指向化する懸念があり、長期的で安定的な経営がし辛くなり、長期的に企業の維持・発展を損ねる可能性がある。

### Ⅲ むすび

本稿では、概念的枠組みのうち測定の問題について、現在公表されている討議資料等の文献研究によって、その内容を検討し、その到達点（特徴点）及び問題点ないし懸念を明確化することを目的としていた。この検討によって、次のことが明らかにされた。

(1) 討議資料の到着点（特徴点）として、次のことが挙げられる。

企業の財務実態開示指向を背景とした資産負債中心観に基づく測定の規定の仕方、ホーリスティック観の採用、混合測定モデルの採用、資産の価値実現への着目、測定属性の3分法、当初測定と事後測定との分離規定等が挙げられる。

(2) 討議資料の問題点ないし懸念として、次のことが挙げられる。

歴史的な原価主義モデルから将来キャッシュ・フローモデルへの転換、資産負債中心観に基づく測定の規定、公正価値測定の適用範囲の一層の拡大、企業経営の短期指向化等が挙げられる。

#### 〔注記〕

- 1) なお、概念的枠組み上の構成要素の定義については、拙稿（岩崎 [2014]）を参照されたい。
- 2) なお、ホーリスティック観については、拙稿（岩崎 [2013a]）を参照されたい。
- 3) なお、2010年のスタッフ・ペーパーの詳しい分析については、拙稿（岩崎 [2013a], [2013b]）を参照されたい。
- 4) しかし、IASBは、有価証券に見られるように、経営者の意図をできるだけ排除し、その代わりにビジネス・モデルによって処理することも考えられる。この場合には、経営者の意図とビジネス・

モデルとに差異がある場合には、その差異部分に測定の差異が現れることとなろう。

5) なお、これに関連して現在価値計算値を用いるものには、表19のようなものがある。

表19 現行及び提案されている IFRS における現在価値計算値

アプローチ	CF *1	割引率	リスク	信用	観 点	備 考
1. 金融資産及び金融負債の償却原価	現在*2	当初（変動金利項目を除く）	当初、割引率に含まれる	当初、割引率に含まれる	企業	広義にリース受取債権（レッサー）及びリース債務（レシー）に使用されるのと同様のアプローチ
2. 使用価値（IAS36号資産の減損における減損テストで使用）	現在	現在	現在	N/A	CF：企業 割引率及びリスク： 市場	
3. 正味実現価値（棚卸資産の減損テストで使用）	現在	なし*3	No	N/A	企業	
4. 退職給付	現在	現在	No	No	企業	
5. 引当金（不確実な金額又は時期についての負債）	現在	現在	現在（割引率について）	不明確	企業？	自己信用についての言及なし ある用語は市場の観点、他の用語は企業固有の観点を意味する
6. 繰延税金負債及び繰延税金資産	現在	なし	No	No	企業	その資産ないし負債の繰越額を回収ないし支払う場合には、当該企業が支払うないし回収する税金を示すことを目的とする
7. 保険契約（これからの公開草案）	現在	現在	現在	No	企業	当初割引率は損益、差額はその他包括利益
8. 公正価値；資産	現在	現在	現在	N/A	市場	
9. 公正価値；負債	現在	現在	現在	現在	市場	

\* 1 CF：キャッシュ・フロー 信用：自己信用 \* 2 current \* 3 none

(出所) IASB [2013i] pp.2-3

6) これについて、「企業のビジネス・モデル、すなわち、企業がどのようにキャッシュ・フローを生み出しているのかによって、公正価値測定をするのか、それとも原価に基づく測定をするのかを使い分ける」（竹村 [2013] 27頁）という考え方もできる。

7) なお、将来キャッシュ・フローへの貢献という考え方は、具体的な会計目的（将来キャッシュ・フローの見積に有用な財務情報の提供）からその考え方が導かれているように考えられる。

8) 2010年のスタッフ・ペーパーでは、ホーリスティック観が明示されているが、討議資料での直接の明示はない。しかし、内容的には、討議資料においても2010年と同じ考え方であるホーリスティック観に基づく混合測定モデルが採用されている。

9) 2010年のIASBのスタッフペーパーにおける貸借対照表観（balance sheet view：富を忠実に表現

するために貸借対照表上の資産負債についての測定属性に焦点を当て、現在価格や現在価値を測定属性として主張するもの) について、この見解は、現在価格ないし現在価値のみを資産負債の測定属性として使用する多くの人によって支持されており、多くの本審議会の構成員によって本審議会の見解であると考えられている (IASB [2010b] par.12) 等に、その考え方が示されている。

〔参考文献一覧表〕

- 岩崎勇 [2011a] 「IFRS の概念フレームワークについて」『会計』第180巻第6号29-41頁  
 —— [2011b] 「IFRS における概念フレームワークについて」『経済学研究』第78巻第1号81-107頁  
 —— [2011c] 「IFRS 導入と公正価値会計の拡大」『経済学研究』第78巻第2・3合併号93-120頁  
 —— [2012a] 「IFRS の概念フレームワークについて」『国際会計研究学会 年報』2011年度第1号47-62頁  
 —— [2012b] 「純利益と包括利益について」『会計』第182巻第4号13-24頁  
 —— [2012c] 「IFRS の概念フレームワークにおける会計目的について」『経済学研究』第78巻第5・6合併号59-88頁  
 —— [2012d] 「IFRS の概念フレームワークの認識問題について」『経済学研究』第79巻第4号71-94頁  
 —— [2013a] 「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について—ハイブリッド観とホーリスティック観との比較を中心として」『産業経理』第73巻第1号31-40頁  
 —— [2013b] 「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について—利益観との関連を中心として—」『財務会計研究』第7号43-68頁  
 —— [2014] 「IFRS の概念フレームワークについて」『経理研究』(中央大学) 第57巻(予定)  
 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2004] 『財務会計の概念フレームワーク』(討議資料) 財務会計基準機構  
 —— [2006] 『討議資料：財務会計の概念フレームワーク』  
 斎藤静樹 [2007] 「討議資料の意義と性質」2-16頁 斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2版』中央経済社  
 —— [2009] 『会計基準の研究』中央経済社  
 桜井勝久 [2007] 「概念フレームワークへの期待と討議資料の論点」178-192頁 斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』第2版 中央経済社  
 竹村光広 [2013] 「最近の IFRS に関する誤解」『会計・監査ジャーナル』第695号25-28頁  
 辻山栄子 [2007] 「財務諸表の構成要素と認識・測定をめぐる諸問題」135-153頁 斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2版』中央経済社  
 角ヶ谷典幸 [2009a] 『割引現在価値会計論』森山書店  
 —— [2009b] 「原価主義会計と混合測定属性モデルの論理と課題」『会計』第176巻第3号49-63頁  
 —— [2012] 「ホリスティック会計観」99-105頁『国際会計の概念フレームワーク —最終報告—』国際会計研究学会

- 角ヶ谷典幸・赤城論士訳 [2012]『公正価値会計のフレームワーク』中央経済社
- 津守常弘 [2012]「現代会計の『メタ理論』的省察」『企業会計』第64巻第8号17-30頁
- Teixeira, A., 川村義則 [2013]「IASB 概念フレームワーク・プロジェクトの動向」『会計・監査ジャーナル』第693号11-24頁
- Hoogervorst, H., [2012]「グローバルな会計基準に向けての見解」『季刊 会計基準』第39号37-39頁
- 出居美智子 [2013]「IASB 概念フレームワークに関する説明会報告」『会計・監査ジャーナル』第693号25-29頁
- 米山正樹 [2005]「討議資料の基本的な考え方」15-30頁 斎藤静樹編著『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社
- FASB [2006] *SFAS No.157, Fair Value Accounting.*
- IASB [2009] *Staff Paper, Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 5 : Measurement in Financial Statements.*
- [2010a] *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010.* (IASB 財団編, 企業会計基準委員会 財務会計基準機構監訳『2011 国際財務報告基準』中央経済社)
- [2010b] *Staff Paper, Project, Conceptual Framework, Measurement Implications of the Objective of Financial Reporting, Measurement Implications of the Qualitative Characteristics, Topic: What the Measurement Chapter Should Accomplish.*
- [2012] *Agenda Paper 3A, Conceptual Framework : Measurement.* December 2012.
- [2013a] *IASB Meeting Summaries,* IASB February 2013.
- [2013b] *Staff Paper Agenda ref. 3F, Conceptual Framework : Draft discussion paper: Measurement Principles.* 18 February – 22 February 2013.
- [2013c] *Staff Paper Agenda ref. 3G, Conceptual Framework : Draft discussion paper: Initial and Subsequent Measurement.* 18 February – 22 February 2013.
- [2013d] *IASB Update,* 19-21 March 2013.
- [2013e] *Staff Paper Agenda ref. 5D, Conceptual Framework : Draft discussion paper: Measurement — Measurements Other than Cost or Fair value.* 18 March – 22 March 2013.
- [2013f] *Staff Paper Agenda ref. 5D (a), Conceptual Framework : Draft discussion paper: Measurement — Measurements in Existing and Proposed IFRSs.* March 2013.
- [2013g] *Staff Paper Agenda ref. 10F, Conceptual Framework : Paper Topic: Measurement — Cover Paper.* April 2013.
- [2013h] *Staff Paper Agenda ref. 10F (a), Conceptual Framework : Draft discussion paper: Measurement.* April 2013.
- [2013i] *Staff Paper Agenda ref. 10F (b), Conceptual Framework : Draft discussion paper appendix: Measurement in Existing and Proposed IFRSs.* March 2013.
- [2013j] *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting.* July 2013.

—— [2013k] *Discussion Paper: Snapshot : Review of the Conceptual Framework*. July 2013.

IASC [1989] *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.

[九州大学大学院経済学研究院 教授]